

Title	中井竹山研究序説 : 回顧と展望
Author(s)	田, 世民
Citation	懐徳堂研究. 2012, 3, p. 47-71
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24629
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 中井竹山研究序説―回顧と展望-

### はじめに

Ш から高度な経学研究へと発展し、また史学などの領域へ 校の経営に務めたもとで、さらなる成長と発展を遂げて 堂四 な貢献は計り知れないものだったのである。 の展開をもみた。 いった。学問においても、 ・履軒(一七三二~一八一七)兄弟が果たした学術的 代目の学主である。 知 0 通り、 中井竹山(一七三〇~一八〇四) 特に、経学の研究においては、 懐徳堂は、 懐徳堂は儒学の基礎的な学習 竹山が学主として学 中井竹 は懐徳

ジが強かったからか、

彼が学者であり思想家だったこと

の活躍ぶちが突出していたからか、あるいはそのイメーめに心を尽くしていった。一人の学校の経営者としてそ

が忘れ去られ、そしてその学問も重要視されなくなった

のである。近代以降、懐徳堂に関わる論著は汗牛充棟と

富永仲基や山片蟠桃など懐徳堂の

)傑出

第四代の学主に就任してから、懐徳堂の経営と発展のた第四代の学主に就任してから、懐徳堂の経営と発展のたば「知的ネットワークの拠点」となっていたのである。 に立ち寄れば、必ずと言っていいほど懐徳堂を訪れ、 りほどの盛況を見せた。そして、当時の知識人たちは大徳堂には全国各地から学生が集まり、桃李門に満つとい徳堂には全国各地から学生が集まり、桃李門に満つとい

H

世

民

知識人たちと交流を深めていた。その気運もあって、懐通じて政治の才」があったので、武士や文人など多くの数多くの著述を残している。また、竹山は「人情世態に中井竹山は学問を修めるに謹厳な姿勢を取っており、

いうほど多く、

山とその思想に関する研究は意外に手薄である。とりた門人に関する研究も少なくなかった。しかし、中井

歴然である。 け、 中 -井履 軒 0 研究と比較したら、 質量ともにその差は

研究の課題と展望について触れておく。 て考察する。 世論著『草茅危言』によって、 る。そして、 先行研究の偏向を指摘する。 以下、まず中 現在その学問が広く研究されていない 竹山 最後に、 -井竹山 の礼学研究の著作 今後筆者が目指し に関する研究を振り返りなが 次に、 竹山の 中井竹山 『礼断』 てい 廟 制 と、 る中井竹山 理由を述べ の著述を紹 論につい その経 5

究の基礎となった。

### 先行研究

関 文献としての価値を持つ」 者との交流に関する研究においても、 究や紹介の蓄積が多かった。また、 め わりがあった人たちについても幅広く紹介している。 (名は時彦、 面 がってい のために尽力し、 において華やかな業績を上げたことについての研 までに、 は、 懐徳堂の学問背景を述べるほか、 字は子駿。 中 例えば、 井竹山が懐徳堂の経営者としてその官 懐徳堂の黄金期を築き、 として評価され 「懐徳堂研究の最も基本的な 一八六五~一九二四)の『 竹山と他 少なからざる成果 ている西村天 心の文人 そして教 懐徳堂に . 儒

れ

堂の「預り人」に就任してから学校の経営に 性格」などにわたって、かなりの紙幅を費やして論述 中井竹山については、 ている。それらはみな後の懐徳堂研究ないし中井竹山 いたことを紹介したほか、 西 一村は、 竹山の「学行」「交游」「風釆 竹山が二十九 力を注 歳 0 時 懐

もに、 から、 南面の 修身の事業は、 文章の両者の重要性を認めていた。そして、 附説によれば、 ぞれ文章と経学とに長けていると述べている。 て、「故に経術文章迭に修めて相待ざることを得ず、こ 小成に安ずるの器にして、大成の業に非ず」と、 意は経術文章の二つにあり。此二つの到底を究めざるは 西村も書中に引いたものであるが、 長じ、履軒の経学に長」じたとして、竹山と履軒はそれ 長ぜしが、分けて文章は竹山の長技たり、 切要の義なり。 竹山の学問については、 、 経 術 は いじゅっ 『術は心の準縄、文章は道の羽翼)』とじゅう じゅんじょう ていまん 文章組、 両柱に掲げた聯には「経術心之準縄、 竹山は文章を軽視する当時 経術」と「文章」とを同様に重視していること こ の 一 竹山は 等閑に心得べからず。 聯にあり」と竹山 (6) 「蚤歳」 文章は道の羽翼)」とある。 西村は「 の頃から「学問修行の主 の風潮 竹山が懐徳堂の講堂 竹山 は述べ 是に 履 を批判するとと 竹山 軒並 文章道之羽 因 の文章に に文章に しかし、 そこ

翼

信ずる所なり」と述べている。

執筆者の山中浩之は竹山

べている。

目

評

価に対して、「その学問思想に対する好悪とは

とはちがって、

陽明学に対する好尚は実のところ、

陽明の文章を賛嘆してい

る

0)

であるが、

たてまえ

かな

がわかる。

其文を取捨するに非ること明白なり。これ予深く自から 憎む所は陽明の学術なり」としながら、「陽明の文をよ ざるべからず」と高く評価している。 家といえば「韓(韓愈)・柳(柳宗元)・欧 章への考えを紹介したほか、 紹介を行ったのは、 らず」と述べている。他方、明代の文章家では方正学(孝 今学ぶべしと云では非ざれども、学者これを知ざるべか 文章家に対する批評に触れている。つまり、 藤江生」(『竹山国字牘』 井履軒』である。 ―引用者注)の大家なり」として評価し、「この詩文を |朱子の文、時文(科挙試験に課した文章詩賦の文体|| (蘇軾) と云より外はなし」と述べ、朱子については 懐徳堂考』 と王陽明を「この二家は、一代を圧倒すべし、 撃節して称すれば、これその人愛憎によりて の後、 例えば、 加地伸行らが著した 中井竹山 所収) 同書は前述 門人藤江貞蔵への答書 を引いて、 の思想につい 竹山は「予の大に の竹山 中 竹山の古今の 『の経術 井竹 (欧陽脩)・ 竹山は文章 て全面 Ш 節に 文 中

平は、 つて、 断、 して、 の解釈に於いて宋註を回護しない」と指摘している。 主に荻生徂徠 という一章の中で、 しない」とした上で、「要するに彼は理論の提唱家 たと述べ、竹山 経学については簡略的な叙述に止まっている。 なりの紙幅を費やして紹介しているのに対して、 ものであり、 て竹山と履軒の学問を紹介している。 り深かったのではないかと思わせる」と考察してい 録 文がある。そこでは、 なお、 これより先、 礼断、小学断の名が記されてゐるが内容を詳らかに 竹山は 竹山の経学著述について「目録 のこと—— 実際の経解に沈潜した註釈家ではなかった」 『中井竹山・中井履軒』は 師 竹山の経学著述には触れられてい 『論語徴』批判と『中庸錯簡説』 の経 平重道には「懐徳堂の経学思想」とい の五井蘭洲の「経解修正主義」 引用者注) 漢詩文・音韻・ |典解釈の態度を「経 中井履軒の経学思想につい に四四 書断、 「中国学との関わり」 経学・史学にわたっ 経学においては (『大阪名家著述 易断、 無の あるがまゝ を堅持 に関わる な 例えば、 であ てか る 8 そ ; う

経済思想」や、 述に集中され 期の竹山研究は、 ている。 菅野和太郎解題 多くはその経済思 例えば、 本庄栄治郎 『中井竹山集』、 想に 中井竹 5 W 同 7 畄 0 0

山 雄 政 経済観を中心にして」などの論考がある。 の 制 近 の改革と中井竹山」などがある。 のも 義利」と「 経済」学と常平・社倉論―」、 度の安定化フレームと社会意識 のには吉川延太郎 制度組立] — 中井竹山 制度認識に立 この 同「中井竹山に の活性 の経 方 世 줇 脚した政治 化 0 研 -中井竹 、西岡 究 ĺ お 幹

を規定しているといってもいい」と述べ、「歴史はその 題を導き出すものであった。現前する問題が彼の歴史観 著の意図から、 中心として―」という一文のなかで、 山の史学についての研究は、 するときに留意しておかねばならないものであろう。 であると指摘している。その指 経世論を展開するための素材を提供するもの」であり、 て、「竹山にとって、 て竹山の歴史観について述べている。 [逸史] 近 小堀一正は 編述は、 藤本雅彦はその「中井竹山の公私観」において、 中井竹山 世後期 排仏論の意義、 結果として、『草茅危言』の予備作業. 「史学史と『逸史』」 などがあ 0 『逸史』を中心として――」 「中井竹山の歴史観―その 歴史とは過去に遡及して現 ほかには藤直 摘は、 参勤交代改革論にわたっ 小堀は: 竹山 竹山の思想を研究 幹 の 結論に 『逸史』 懐徳堂 排仏論を 在 お 0 の 竹 高 間 13

> が義の和なるものとして説かれる」からである。 見は、 に私には思われるのである」という。 ような全体の発展はないとする竹山の主 竹山においては は官民の別と同義であった」のである。(二)「公私に 法には次 があるために、 て、そこには思想の奥深いところでの徂徠学からの影響 べている。「私の充実を通してしか公私をともに利する 最後に、 のという正当性 (三) 「公私をともに利するものである場合には、その音 いて語られる際には、 の別と結び と向う徂徠の方法を逆転させたものであり、 る。 利のみを目指しているのではなく、義の和なるも 藤本によれば、 藤本は竹山の思想の性格に触れ、このように述 (の三つの特色があるという。(一)「それが ついてい」て、「竹山にとって、公私の 却って激しい反撥を生み出しているよう 「公=官も私=民もともに利する道こそ の主張の根拠をもつ」という。なぜなら 竹山における公私という言葉の 常に利害得失が問題とされる」。 張が、 したが 公から そして 別 上 用

竹山の「朱子社倉法」 の考案」にお 諭広訓序」および和刻本 陶徳民はその の論理、 いて、 『社倉私議』 『懐徳堂朱子学の研究』 竹山 理解の特徴、 『聖諭広訓』の影響にわたって、 『社倉私議』 の影響、 そして竹山 社倉構想と「上下合 著述の背景から 第三章 0) 経 世

主として『草茅危言』によって竹山の公私観を考察して

て、次のように分類して羅列しておく。

ここで、まず中井竹山の主要の著作をその内容によっ

中井竹山の著作

竹山 アジアの救済私説としての社倉―中井竹山『社倉私議』 を詳しく論述している。 考―」という一文を著して、竹山の『社倉私議』の意義 :の経世思想について考察している。陶はその後、「東

怪異に対する態度について考察している。 条読み解いて、 山先生国字牘』所収の「ムクリコクリノ説答千秋」を逐 山「ムクリコクリノ説答千秋」」という一文において、『竹 なお、最近佐野大介は「懐徳堂無鬼論における中井竹 懐徳堂無鬼論との比較を通して、竹山の

説とその儀礼実践の間の関係を分析している。 などの資料を使って、儒礼実践の側面から、竹山らの礼 筆者は、中井家の儀礼書『喪祭私説』や竹山 礼断

『礼断』 (十巻五冊

「春秋左伝比事蹄」(三巻三冊)

"四書句辨』 (不分巻 ) 冊

『中庸懐徳堂定本 (附中庸錯簡説)』(一巻一

冊

"中庸錯簡説』 (一巻一軸

【朱子学】

『竹山先生首書近思録』 (十四巻四冊

(史著)

説大系』第九巻等叢書所収 『逸史』 (十三巻十三冊):懐徳堂蔵版、 『近世社会経済学

論著

『非徴』(七巻八冊):懐徳堂文庫復刻叢書

記念会『懐徳堂五種』活字翻刻 「蒙養編』(二帖、 草稿は「奠陰消息」という):

『詩律兆』(十一巻三冊):懐徳堂蔵版 。社倉私議』(一巻一冊):拙修斎叢書刊本『社倉私議并

大典』第二三巻等叢書所収 「草茅危言」 (五巻五冊 懷徳堂記念会刊本、 『日本経済

51

#### (経学)

易断』(五巻五冊)

尚書管見』(一 卷 ₩

詩断』(八巻四冊

書所収

『公田説』 (一巻一冊):『日本経済大典』第二三巻等叢書

経済要語』(一 卷一 冊):『日本経済大典』 第二三巻等叢

【詩文集】

本編の中の三十篇は懐徳堂記念会 竹山先生国字牘』(本編八冊・続編一冊・ 『懐徳堂遺書』 附卷 に ∰ .. 竹

山国字牘』(上下巻) として収録 『奠陰集』(二十巻二十冊:詩集八巻八冊、 文集十二巻十

西岡集』(一巻一冊 一冊):懷徳堂記念会『懷徳堂遺書』活字翻刻 明治四四 (二九一一) 年刊縮刷

影印本

その他

「代萱」(一冊)

詩漁』(一 冊

子華孝状』(一 ₩

"走馬看灯』 (一 ₩

災後薨言』(一 ₩

鶏肋篇疑文』(一冊

**奠陰自言』(一冊** 

『万年先生遺稿』( | 冊

竜野貞婦記録』 冊

「竹山先生語録」 ₩

稲垣浅之丞純孝記録』(一 ₩

著『喪祭私説』などがある。 は手稿本や抄本にのみ確認することができる。 論著そして詩文集はいずれも刊本のほか活字翻刻されて 記載、そして竹山と履軒が補正校訂を施した父甃庵の遺 いる手稿本、抄本や刊本 いる。対して、竹山の経学と朱子学に関する重要な著作 るように、竹山の著述の中では、よく知られている史著! いる。そのほか、『逸史』関係の資料や、 以上は、大阪大学附属図書館懐徳堂文庫に所蔵され (首書) の主要なものを挙げ 以上の簡単な一覧から分か 懐徳堂関係

上巻に収録されている「答福島寿庵」や「与萱野氏」は、 にかえって「闕」としてその内容を欠くことがある、 字牘』に収録されている文章は、手稿『竹山先生国字牘』 編中の三十篇のみを収録している。両者の対照は【表一 いうことがわかる。例えば、 に示しておく。【表一】によれば、 山国字牘』は、上記のように手稿『竹山先生国字牘』本 また、よく竹山の研究に使用されている懐徳堂遺書 懐徳堂遺書 懐徳堂遺書 「竹山国字牘 「竹山国

ということの一因であるといえる。して公開されていないことも、竹山

本や抄本の形で懐徳堂文庫に眠っており、未だ活字翻刻

竹山が広く研究され

山ない

ゆえに、

中井竹山

究も手薄である。また、

竹山の経学関係の著述は皆手稿

くそれを翻刻公開することがその焦眉の急であろう。究を促進するために、まずその著述を整理して一日も

最後のところに収録されているが、手稿『竹山先生国字公建学私議』は、懐徳堂遺書『竹山国字牘』では下巻の例えば、【表一】に網をかけたところの「上中納言菅公た、両者に文章の収録順序が一致しないところがある。手稿『竹山先生国字牘』にその内容は確認できない。ま

て、その思想内容はあまり重視されず、それに関する研の学校の経営者としてのイメージが強かったせいもあっ中井竹山研究の低調については、前述のように、竹山要がある、ということである。

ない、未だ手稿

要なことは、懐徳堂遺書『竹山国字牘』に収録されていとして全文が収録されていない。そして、それ以上に重

、さらに脚光を浴びせて研究していく必『竹山先生国字牘』の中に眠ったままの

牘』では六冊目に収録され、

しかもその内容も「不全」

竹山の諸書簡に、

表

<b>『竹山先生国字牘』</b> 懷徳堂文庫蔵手稿	懷徳堂遺書『竹山国字牘』
竹山先生国字牘目録一	
答尾池左左善 闕	
答福島寿菴 闕	と略す。以下同)答福島寿庵(巻上一丁、「上一」
答宮良佐 闕	
与萱野氏 闕	与萱野氏(上一)
与平寿王 闕	
与菱川右門 闕	
答大藤浪江	答大藤浪江(上二)
与辛島氏	
答雑喉三	答雑喉三(上二)
答僧英信	
答松尾権大夫	
与宮原文進	
答加藤子常	答加藤氏(上三)

	答丸川千秋問目
非徴解嘲答頼千秋(上六)	答頼千秋非徴解嘲
	答服部善蔵
	答貞蔵大学大全問目
	竹山先生国字牘目録二
	答嘉善
	楓橋詩解
	答中川主水
	答貞蔵
答国枝子謙(上五)	答国枝子謙
	答森島千蔵
ムクリコクリノ説答千秋(上五)	ムクリコクリノ説答千秋
	答子厚
	答宮武生問目
	源語梯辨
	答丸川千秋

答貞蔵論字学	答貞蔵論字学(上八)
扶乗木ノ説	
答松藩谷某	答松藩谷某(上九)
答原恥叔逸史問目	
贈平島館主肉色手製之法	一) 肉色手製之法贈平島舘主(上一
答魚石	答魚石(上一三)
答尾池加仲太	
小田生ニ口授ス	
答脇子善	答脇子善(上一五)
答加藤子常	
答鹿島文宰	答鹿島文宰書(上一六)
答小西純達井田説	
竹山先生国字牘目録三	
餅菓子干菓子ノ辨答石井文蔵	
答安東多記	
答片山右門論遊記ノ略	答片山右門論遊記ノ略(上二一

答谷生論主一無適(上三八)	答谷生論主一無適
	答股野嘉善
	答片山右門
与藤江貞蔵(上三五)	与藤江貞蔵
復尾藤志尹(上三三)	復尾藤志尹
	伐蛟説ノ辨 闕
再答斎藤高寿(上三〇)	再答斎藤高寿
答斎藤高寿(上二六)	答斎藤高寿
	経済要語
与今村泰行論国事(上二二)	与今村泰行論国事 闕
	答安東多記問目
	竹山先生国字牘目録四
	答頼千秋論平側考序
	上執政松平和泉侯論文章
	答服子安
	答小西純達問目

丁丁 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
<b>作山外召員等脫月錢五</b> 総計五十一紙	
答鹿文宰	
	諸聯附説(下一) 応宮川賢候尊命大書呈上懐徳堂
答赤水長窪玄珠平側考ノ辨	
答菱川右門	
再答菱川右門	
竹山先生国字牘目録六	
答猪飼修蔵 闕	答猪飼修蔵書(下三)
上中納言菅公建学私議 不全	六) 上中納言菅公公建学私議(下三
答脇子善大学章句問目	答脇子善大学章句問目(下八)
紫雲并副墨辨答千秋	紫雲并副墨弁答千秋(下一一)
竹山先生国字牘目録七	
答大室渋井氏第一書	答大室第一書(下一九)
同第二書	
同第三書并追啓	追啓(下二三)
答石原氏 闕	

附録

社倉ノ事

与吉田大津留

君

竹山先生国字牘附巻

斎藤高寿与竹山先生書三

篇

答宮武生	
答貞蔵論文	
石碑神主ノ辨答人問 闕	
雑記 闕	
太孺人ノ辨	
竹山先生国字牘目録八	
答藤江貞蔵大君称謂ノ辨	答藤江貞蔵書(下二三)
答藤江貞蔵文章大意	答藤江生(下三〇)
竹山先生国字牘続編	
答宮良佐	
答頼千秋	
答丸川一郎	
答岩村生海棠辨	
答松藩谷某	
答尾藤志尹并別副密啓	
答宮武正蔵	

逸史問答

答斎藤高寿并再覆

菱川宇門与竹山先生第三

書

折たく柴の記中

(下四二)

### 二、中井竹山の廟制論

『礼断』における竹山の廟制論

と通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とれの経世論著である。それは懐徳堂の経世論を集大成し山の経世論著である。それは懐徳堂の経世論を集大成し山の経世論著である。それは懐徳堂の経世論を集大成し山の経世論著である。それは懐徳堂の経世論を集大成し出の経世論を集大成し山の経世論著である。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したものは数多く見られる。その意味で、儒者とと通底したもので、儒者とと通底した。

竹山の主張を考察してみたい。 制をめぐる『礼断』と『草茅危言』の議論を取り上げ、 を理解するために一つの重要な前提である。 されているものでもあるのである。 に発した言説は、 しての竹山 が、 その時代の種々の現実問題に応えるため その経学思想や歴史観にそのまま反映 これは、 以下、 竹山 の思想 宗廟

宗廟制 0) これは後世のい 而 欄外にこのような評注をつけている。 七。 『礼記』王制篇に、「天子七廟、三昭三穆、 の理論的根拠の所在である。 諸侯五廟、二昭二穆、与大祖之廟而五」とある。 わゆる「天子七廟」「諸侯五廟」 竹山はその当該段落 与大祖之廟 という

竹山曰、 也。 公預設之(16) 其廟数蓋備於後嗣以成王為祖廟之日、 天子七廟、 周家之制、 以文武二宗、 而其法 百世不

きる。 上の文章から、 つまり、 竹山によれば 次の三つのポイ ントに整理することがで

一)「天子七廟」という宗廟制 の制度である。 は 「周家」、 すなわち周

宗」(文王・武王)、そして「四親廟」としての高曾祖 0) 七廟というのは、 後 述 の 「太祖」の后稷に

> 考からなってい る。

ということである。 (三) その制度は、 かじめ定めてお 61 周の成王を補佐 たものである。 Ĺ T 1 た周公があら

礼 断 王制第五



文 七廟 る。 18 代表的な論者は鄭玄と王粛であり、前者は文・武二祧 七廟という廟 もって議論し、 古く前漢の時代から学者たちがそれぞれの理論的根拠を の注釈によれば、『礼記』王制篇にある「天子七廟」 を出してきていたが、いまだに定説がないといわれて 経学における「天子七廟」をめぐる解釈については、 武 その議論のポイントは、文・武「二禄」は果たして の中に含まれると主張し、後者はそれに対抗 一祧は七廟の中に数えられないと主張 数の中にあるのか、というところにある。 特に宗廟の数をめぐってさまざまな主張 した。 云

尊ぶためにその廟を存続したからであり、 遷之廟」となったのは、後人が二王の徳行と功績を慕い 頴達疏所引)。つまり、王粛においては、文・武二廟が「不 宗其徳而存其廟、 九廟となる。 ろの廟制は、 まり七廟の中に数えられないのである。王粛のいうとこ 命之王、不遷之廟、 方、王粛の『聖証論』によれば、「周之文・武、 太祖廟一、 亦不以為数」という(『礼記正義』 権礼所施、 親廟六、変宗之廟二、 非常廟之数。殷之三宗、 常の廟の数つ あわせて 孔 受

いわば「定法」として考え、それを議論の前提としていいわば「定法」として考え、それを議論の前提としていいかれ、その議論はさらに錯綜を増し、清代に至っても決着はなかなかつかずにいたのである。が、主として上の『礼記』王制篇の記述をその理論的根が、主として上の『礼記』王制篇の記述をその理論的根が、主としている。しかも、例外はあるかもしれないが、学都としている。しかも、例外はあるかもしれないが、学者たちは大概「天子七廟」をいつの時代にも通用する、名れ以来、歴代の礼学家たちは鄭玄説派と王粛説派とそれ以来、歴代の礼学家たちは鄭玄説派と王粛説派と

圧引膏りまかこ景去膏り欠り文章がある。 さて、「天子七廟」をはっきり規定したものとして、ることが分かる。

皇考廟、曰顕考廟、曰祖考廟、皆月祭之。遠廟為祧是故王立七廟、一壇・一墠。曰考廟、曰王考廟、曰王考廟、曰王考廟、曰王考廟、曰王制篇のほかに祭法篇の次の文章がある。

享嘗乃止。

り強い語気で次のような評注をつけて否定している。しかし、竹山は『礼断』の中で上の記事に対して、かな

約。 竹山曰、是篇廟制、漢儒謬妄之尤甚者、置於弗問可

前稿において指摘したことであるが、竹山『礼断』や履軒『礼記雕題略』にはしばしば、漢儒の「妄作」を指弾することがある。例えば、履軒は『礼記雕題略』祭法篇の冒頭で「是篇所記、往往不合於礼制、於義亦甚不安。 (名)

### 【図二】『礼断』巻八、祭法第二十三



## 『草茅危言』における竹山の廟制論

しばらく竹山の先の議論に戻ってみると、上記の(二)と(二)は前漢以来の学者の議論によるもので、目新しと(二)は前漢以来の学者の議論によるもので、目新しと(二)は前漢以来の学者の議論によるもので、目新しと(二)は前漢以来の学者の議論によるもので、目新しと(二)は前漢以来の学者の議論によるもので、目新しと(二)は前漢以来の学者の議論によるもので、目新しと(二)は前漢以来の学者の議論に戻ってみると、上記の(二)と(二)は前漢以来の学者の議論に戻ってみると、上記の(二)と(二)は前漢以来の学者の議論に戻ってみると、上記の(二)と(二)は前漢以来の学者の議論に戻ってみると、上記の(二)と(二)は前漢以来の学者の表記に述る。

王より上には宗と立べきものなし。夫故に追王も大し時は、大王・王季・文王・武王にて四親なり。大然れども是も周公の成王を補佐し、礼楽を定められ武王を祖宗とし、四親廟に加へて七廟たる事明白也。土廟は周を始とすべし。周は后稷を太祖とし、文王七廟は周を始とすべし。周は后稷を太祖とし、文王

武王に因て七廟となりし也。若其前後に功徳の劣ら ざるの誤也。 何となく天子の たるは、 るべからざる事也。 有ても、 も強て増て七数に備へたる也。 継統の君あらば、豈七廟に拘りて其廟を毀つべけん に限りたる事には非ず。 ぬ明君ありなば、八廟とも九廟ともなすべし、 かれたる事はある間敷に非ず。 たる時、 及ばぬ事故、 て六廟七廟と定りし成べし。尤文武 王迄なれば、其時は太祖と合せて矢張五廟なるべ 天子七廟と堅く心得たるより、 書にも多く出る故、 成・康・昭の王々を経て、 七廟と云事数百歳云ならはし、 文武は百世不遷の廟とすべしと兼て定め置 おして減じて七数に止る事とせんや、 周公の礼を制せられし日に、 通制となるは、 周の世は衰へながらも長く続き 差当りし周公の徳を以て若 周一代の制と云に心付ず、 穆王・共王の時に始 後世の諸儒深く考へ 然らば功 何分周は全く文王 後世は功徳無て の功徳は云にも 徳の君多く 『礼記』等 後々親尽

例によって、まず上の文章のポイントを次に整理してお

(A) 周の歴代の王

后稷(太祖)……太王⇒王季⇒文王⇒武王(四親廟

⇒成王(周公の時代。五

廟

⇒昭王(王季を遷す。五廟)⇒康王(太王を遷す。五廟)

⇒穆王(文王を遷さず。六廟

⇒共王(武王を遷さず。七廟)

 $\mathbb{B}$ 

周公は文武を「百世不遷」

の廟と、

かねて定めて

(C) 七廟と限らず、明君が出たら、八廟や九廟になっおいた。

後世諸儒の誤りである。 (D)七廟は周一代の制と知らず、天子の通制とするのは、

てもよい。

王と王季を遷す。宗廟数は五廟のままである。穆王の時、 武王の四親廟に后稷の太祖廟を加えると、周の宗廟数は ず七廟となる。周の「七廟」の制はここにおいて成立す 文王を遷さず六廟となり、そして共王の時、 五廟である。 のそれを踏まえており、そしてより具体的である そこから分かるように、『草茅危言』の所 竹山によれば、成王・周公の時、 康王と昭王の ル 時、 それぞれ「親尽」した太 太王・王季・文王 流論は 武王を遷さ 礼 断

> から、 子の通制と誤解してしまったのである。 廟の制が後世に伝わり『礼記』などの書にも載っている その前後にまた功徳のある「明君」が現れれば、七廟と 宗」として、その廟を百世不遷にしたからである。 案する時あらかじめ定めてお る。 は限らず、八廟や九廟になる可能性もある。 宗廟が七廟となったのは、 文・武の「百世不遷」の 儒者たちはそれを周一代の制と知らず、そして天 功徳のある文・武二王を が廟は、 1 た制度である。 周公が周 その周 の礼制 周王朝 を考

て、徳川将軍家の廟制についてこのように述べている。吉宗の治世を賛美した馬場文耕の『明君享保録』を引い「竹山は『草茅危言』「宗廟の事」において、八代将軍

れけるは、凡天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟『明君享保録』に、享保御代始の上意に兼て仰おか

に至れり。 意遊ばされしと見ゆる。 儀の真実に叶はず。予今にも相果なば、 仕廻ん様もなし。 廟所七廟有て天子の如 と 礼 に —引用者注。 (五代将 の心に叶 以下同) 軍綱吉の法名 はず。 唯当時我邦の礼儀華美に成て、 然に御当家既に上 Ĺ の御霊屋と相殿にすべしと上 然 是より同殿の制起り、 れども 是武家の法に過て、 「常憲院」 有来りたるを毀 野並 からの尊称 東叡山の に増上寺 今日 聖人 礼 常 0

あ

ŋ̈́

建設を取り止め、 皆廟を設けていたが、八代将軍吉宗の時から 徳川 して嫌はせ給ふに及ばざるべし」という。そして、 にても制度の立様に依る事にて、 越では きたのである。 ように述べる。 「家の将軍霊廟は開祖の家康以来、 ないかという危惧に対して、 諸侯にあたる将軍家にしては、 既存の霊廟と「相殿」にして奉祀して 強ち関東の七廟を僭と 竹山は「然れ 七代目 の家継まで 七廟は 霊廟 ば今日 次 僭 0) 0

謂 今日の諸侯は本より五廟に従ふべき者なれば、 御事 l は 扨太祖 六廟 七 (家康=安国院) 廟 の内、 何にても其当を得給 の廟は申奉るに及 ふと

聖人

 $\sigma$ 

べきか。 らぬ 創業の ばず、 とすべきは、十主も二十主も在せらる、とも、 代将軍家治の嫡子家基) 立る也。 置と云は、 来りたる七廟を、万代不易の制と立させ給ふべき事 古きより段々と二宗の廟に合享任せられ、 に満たる時もあらば、 の説にあらねども、是は今既に七廟あるに就て説を 類と立奉るべき御事なれば、今存る所の七廟の内、 は今尚四親の御内なれども、 を四親に合六廟たるべし。 して祧し奉る間敷事有なば、 に廟制を増事先王の法に非ざれば、 廟空くして後世を待せ給ふべきか。 殊に御 か。 其余親尽させ給ふは祖廟に祧し奉り、 、中制に叶はせらるべき御事ならんか。 (③) 内にも関せ給へば、 台徳大君 何れにも空廟如何ならば、 又は万代無彊の御事故、此後賢明 後世必用ゆる所ある廟を毀ち去べきにもあ 『毛詩』 血脈も是より改らせ給へば、 (秀忠=台徳院) の疏に見へたり。 世子は先廟中に附祀在せらる 御廟とし、幾千秋の後七廟 有徳大君(吉宗=有徳院 是元より不遷の宗たるべ 中 輿マ 今日 は守成の良君にて、 (興か) 仮に孝恭世子(十 同 若已後功徳盛 一殿の制に任て、 夫は必采べき 廟を豫め設け 後日中宗 何分今迄 明君の御 の君の宗 廟一宗

山

はここでは、

将軍

一家既

存の七廟を

礼記

などの

礼

諸 に規定された天子の廟数に対して、 く、明君が出れば八廟でも九廟でもよいと主張してい がある。 であるべきであり、 侯の廟数についても同様である。 によって制度化しようとしてい しかし、先述のように、 将軍家の七廟 る。 竹山は は明らかに僭越 決して拘る必要はな 本来、 礼記 諸侯は 王制 の嫌 五 る 篇 11 廟

陳する。

る。 だ確認できない。 くして「親尽」した祖先は順次「祧し」て、一 成」の功徳があるから「不遷の宗」とすべきである。 文武二廟をあらかじめ定めておいたとされることを、 廟周公制作説」を想起させる。 の疏に見えると竹山は述べるが、その所在についてはま 君」として「中宗」と立てて、そこに奉祀するためであ 四親廟に合せて六廟になる。そして、 将軍家に応用しようとしていたのである。 つまり、 廟をあらかじめ設けておくということは、 応用とでもいえようか 廟を空けておく。それは、後日吉宗を「中興明 太祖の家康の廟はもちろんのこと、秀忠は「守 しかし、そのことは先に見た「文武二 つまり、 現在既存の 竹山 経学研究の は、 廟 『毛詩』 周公が 七廟 宗を 0

旧 格を守り給ふ御事なれば、 他 方 竹 Ш は 朝廷の廟制に関して、 今更妄りに新規の議を建べ 「王室は堅 一く故 例

> きに非ず。 るなれば」 ゖ れども、 と、 縦ひ議し 内心に斯もあらまほしきと思ふ事を試 前置きをしながら、 得て理ありとも、 次のような意見を開 万 々行 n ぬ 事 に述 すなる

慕ひ、 事也。夫もなくて唯園陵計りなるは、 て高曽祖考の 当成べきか。 き神祠を四社設けたる如くにして、 には非ず。 更周室の太祖に三昭三穆を分ち設る様にと擬議する らぬ方あるにや。夫とも時に従ひ一日を揣れば、 推べからずとならば、 齬すべし。 缺たる義にて、 何よりも王室に四親 めるべし。 し。 祀典等は 祠宇寺観 宇を設け、 黒木 小の御所、 若神の御 唯是今の の 应 修靡を戒る為にも宜しかるべく、 其有無疏数 因て其国忌を置て、 宋朝 明王の孝を以天下を治るの意に 世を祭奠在せら 園陵の存せる寺中に 0 木の丸殿等云如くありなば、 0) 裔 制 御歴代皆神に祝ひ奉るべき御 御廟のなき事、 0 御事故、 0) 0) 如く同殿異室とするも 制は尚又宜きに従ふ れ、 歳 人間 其余 茅茨采椽の古を に一度勅使を以 恐ながら 何とも穏当 0) 就 制 0 度を以 几 時 事を は 節 7

唯

0

異室」の制にしたりするがよい、 四社設けたり、 らず もいかないのである。そこで、例えば茅茨剪らず采椽削 いくつかの部屋に区切って歴代祖先を祀るという「 祖に三昭三穆」というような七廟を新たに設けるわけに 屋がないことを「穏当ならぬ」としつつ、中国の周 そして、 Ш にお (『韓非子』 五蠹) というような質素な「神 ĺλ ては、 竹山 ...は皇室の廟制を具体的にこのように述べ あるいは社殿を一つだけに 皇室には陵のみあって祀るため と竹山は提案をする。 してその中を 詞 0 0) 同 御 二太 殿 を 需

るのみ。

始 志 功 Š 坂の小橋博労の宮並に高津の宮は仁 の尤明白を得たる応神以降にて、 は原祖也。 皇にて「世宗」の 賀の 祖 Ė 始祖」 の廟、 世 0 旧京に天智天皇の御廟有と聞伝ふ。 盛 の心にて甚重ぜらる、 祖宗を論ずるに、伊勢内宮は天照大神に 成 伊勢加茂は元より始祖也。又人王 0) 外宮は原廟也。 は 朝、 の聖主成ば、 高宗」 廟、 下鴨は原 百世 とも称すべ (朝也) Ш 不遷の類成べ 加茂は神武天皇にて人王 御事と聞 食の長きも当然也。 夫故 宇佐八幡は応神天 きの |徳天皇也と云伝 伝 「始祖以後の 類 Š L 果して然 也。 世に大 一の世系 雄徳山 にて「太 其

> ば、 の明文も有 と建奉るべき者に有 らば是は職冠公の良佐を得て、 ば、 尚又品もあるべけれども、 一中宗」と云 唯在来りたる祠廟にて宗数を擬議す の類成べ ん。 或は新り し。 中興の明主たらせ給 既に廃するは挙ざる に上世の功徳を論 是皆「不遷の宗

よし。 の内、 ことである。 とても不可成事なし。是に四親を加て八廟 や九廟になってもよい」という竹山の主張は、ここに 最後に結論において、 ても見られるのである。 三祖三宗と云てもよし。 何れに取とも是を我邦天子の廟制と」するという 先の「七廟と限らず、 「右の如く成ば二 二祖二宗と、 明君が出 祖二宗と云ても ・九廟・十廟 Iたら、 又三祖三宗

後嗣 康宮は真ん中にあり、 祭法篇などにいうところの を、 時に「京宮」と「 て周の廟制を明らかにしている。それによれ を祭る康宮はもともと百世不遷の「太廟」であり、『礼記 ところで、 康宮は文王 0 王の亡き後、 黄彰健は • 康宮 武王をそれぞれ奉祀してい その 嗣王の 「令彝」という銘 の宗廟が建てら 廟 は 廟はその 「二祧」ではない。 康 宮の X 両 側に配置される。 域 文の れ 内に建設され る。 ば、 京宮は后 研 究に 周 公の ょ 0

曾祖考四親廟を合せて、七廟である。 ゆえに、周の宗廟は后稷に文王・武王、そして嗣王の高

の見識 上述のように、 ば、 応えたのである。 てその理論的根拠として、 周公が多分に関わっていたことを大胆に指摘し得た竹山 張は間違いであるほかならない。 はたして周の宗廟制は黄の述べるとおりであるとすれ 竹山の は、 やはり驚嘆するに値するものである。また、 「周公があらかじめ定めておいた」という主 儒者である竹山は儒教の伝統儀礼をもっ その時代の現実問題の しかし、周の宗廟制に 打開に

### 中井履軒『礼記雕題略』の所論

山『礼断』や『草茅危言』と似たような主張が見られる。ところで、中井履軒の『礼記雕題略』のなかにも、竹

雖天子、 始封、 其説、 按韋玄成伝、 其制始備。 万世不毀。 大祖之外、 此記者摭周家典故、 文王武王受命而王、 兀 其謬、 世親尽、 詔曰 玄成議! 当別立始祖 蓋聞明王制 蓋申記者不考周家七廟之故 則 一个就之、 E 是以三 謬以七廟為成法耳。 周之所以七廟者、 礼也。 礼 一朝、 立親廟 廟不毀、 則是八廟、 宜并始祖太祖為 四 与親廟四 以后稷 祖宗之 單 即若 而後

而七35

所独、豈可為王者通制哉。而七廟始立。二世室之制、 穆王之時、 王之時、 廟七廟之制也。 則是成王之時、 周公作礼楽、在成王之世、 桃大王、 不祧文王、 四親廟并始祖、 何則文武仍在親廟之数也。 昭王之時、 而六廟。 而其追王、止於大王王季。 蓋定於此時也。 桃王季、 仍是 共王之時、 五廟矣、 而猶仍五廟。 拠此、 不祧文武 但是周家

めたい。 履軒 は履軒の上 の意義に 礼記雕 つい |引所論のポイントを次のようにまとめるに止 題 ての詳しい考察は他日を期するが、 略 と竹山 礼 断 との 所 論 頭の異同 やそ

(イ)履軒において、天子の廟制は六廟(始祖、太祖、高

(ロ)周の廟制にしたがって、七廟を「成法」としたの(曾、祖、考)であるべきである。

は王制篇の記者の誤謬である。

- おいて、竹山と履軒は一致する。ハ)周の七廟の制を天子の通制とすべきではない点に
- 肝こはなゝ。 ニ)周公が予め七廟の制を定め置いたとする主張は履

# おわりに――今後の課題と展望

これまでに竹山が懐徳堂の経営者とし

先述のとおり、

而王是

以三

て、積極的に官立化を図り、懐徳堂の黄金時代を築いたて、積極的に官立化を図り、懐徳堂の黄金時代を築いたて、積極的に官立化を図り、懐徳堂の黄金時代を築いたて、積極的に官立化を図り、懐徳堂の黄金時代を築いたて、積極的に官立化を図り、懐徳堂の黄金時代を築いたで、積極的に官立化を図り、懐徳堂の黄金時代を築いたである。

当面 究および竹山と近世日本知識人の文化交流、という二つ た門人や交遊を深めた知識人との間の往復書簡を利用 の数々の経学著述について整理し、翻刻公開することが 山思想の研究においては、まだ広く知られていない の側面から進めることができると筆者は考えている。 そこで、今後の中井竹山研究につい ては、 の急務である。 『竹山先生国字 竹山と近世日本知識人の文化交流 牘 をはじめ、 て、 竹 竹 道 Ш K 旧思想の 師 事 研

て、 とが求められる。 ついても考察する必要がある。 大坂以外の地においていかに展開し伝承されたの その 間 の学問論議の内容と意義について分析するこ そして、 竹山の学風や懐徳堂の学風が か、

意識の探究に取組んでいきたい は、 察したものをもとに、深く研究を進めていきたい。 や、筆者が竹山らの礼学思想とその儀礼実践について考 筆者は今後、これまで懐徳堂に関する膨大な研究蓄積 関係資料の収集・分析作業を重ね、 次の四つの問題 当分

(一)竹山『礼断』の礼説を詳しく分析し、そして『草 異同を含めて、近世日本における礼学思想についてさ らに詳しく探究していきたい。 また、竹山『礼断』と履軒『礼記雕題略』との所論の 茅危言』など竹山のほかの著述との関係を考察したい。

(二)竹山『易断』の内容を分析し、本書と竹山 想と履軒 の著述の間の関係を検討する。そして、 『周易逢原』との所論の異同を考察する。 竹山の易学思 のほ かか

(三)竹山のそのほかの経学著作について研究し、 人たちがいかに竹山の思想主張を理解し、自らの思想 の学問論議の内容を探究する。 の経学思想の全体像に迫る。 竹山と他の知識人たちの往復書簡を分析して、 そして、それらの知識 竹山 そ

> かなる意味を持 そして、中井竹山の学問や思想は東アジアにおい にいかなる影響を与えていたのかを考察する つのか、そのことを含めて広い視野から

7

中井竹山の研究を進めていきたい。

#### 附記

による研究成果の一部である。 文化交流、二〇一一年八月一日~二〇一二年七月三一日 なお、本稿は台湾・行政院国家科学委員会専題研究計 工商大学にて開催された「東亜漢文学研 本稿は二〇一一年一〇月二九~三〇日、 .研究課題名:中井竹山的思想及其与近世日本知識 国際学術会議における発表を改訂したものである 中国 究 |杭州の浙| 回顧与展

#### 注

- 1 五七頁。 西村時彦 『懐徳堂考』(財団法人懐徳堂記念会、 九二五年)、
- 3 『懐徳堂事典』、二〇九頁。

2

湯浅邦弘編著

『懐徳堂事典』

(大阪大学出版会、二〇〇一年)、

七四頁

- 4 『懐徳堂考』、 五六頁
- 5 中井竹山「応宮川賢侯尊命、 大書呈上懷徳堂諸聯附説」、 西

表記を変えた。以下同断。一丁表。引用にあたり、文中の片仮名を平仮名に替え、適宜一丁表。引用にあたり、文中の片仮名を平仮名に替え、適宜

- 卷下、二丁表。 卷下、二丁表。
- (7) 中井竹山の文章論について、別稿で取り上げて詳しく検討す
- 明徳出版社、一九八〇年)、一七二頁。(8)加地伸行他『中井竹山・中井履軒』(叢書・日本の思想家二四、

17

- 九年)、六四九頁。(9)平重道「懐徳堂の経学思想」(『文化』第六巻第八号、一九三
- (1) 平重道「懐徳堂の経学思想」、六五〇頁。
- 山の歴史観――その排仏論を中心として――」、一〇三頁。第二章「近世後期における「知」の特質」、第一節「中井竹、11)小堀一正『近世大坂と知識人社会』(清文堂出版、一九九六年)、

18

- (12)『懐徳』五六号、三六頁。
- (13)『懐徳』五六号、四三頁。
- ○○八年)、「中井竹山・履軒の礼学についての一考察」(『懐の家礼実践を中心に―」(『懐徳堂センター報』二○○八、二(4)詳しくは、田世民「懐徳堂における儒教儀礼の受容―中井家
- (15)より詳細な竹山著述目録については、前掲『中井竹山・中井徳堂研究』第一号、二〇一〇年)を参照されたい。

- とおり、大阪大学附属図書館のほかに、竜野市立図書館や大html)を参照。『中井竹山・中井履軒』の著述目録が示した(http://kaitokudo.jp/kaitokudo1/Html\_jam/bunko/index.履軒』巻末附録の著述目録や「新建懐徳堂」の「懐徳堂文庫」
- 制第五、十四丁表。(16)大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵中井竹山『礼断』巻三、王

阪府立図書館にも竹山の著述が所蔵されている。

- 識教育年刊』第五期、二〇〇三年)、九三頁。保にあり、親しみが未だ尽きないため祭られる祖先の廟をさし、父・祖父・曽祖父・高祖父の四廟を四親廟という」。同「前人、父・祖父・曽祖父・高祖父の四廟を四親廟という」。同「前人学論集:歴史学・地理学』一三号、一九八三年)、四七頁。大学論集:歴史学・地理学』一三号、一九八三年)、四七頁。大学論集:歴史学・地理学』一三号、一九八三年)、加三頁。
- 制の成立を中心にして――」、六〇頁。祭られる廟である」。前掲伊藤徳男「前漢の宗廟制――七廟(19)「祧」とは「遠廟のことで、親は尽きたが、功徳によって代々
- □ 井丁 □ 『山下』 (\$\chi, \chi, \c

20

張書豪「従奏議到経義―

—西漢晚期廟数之争析論」(台湾

田世民「中井竹山・履軒の礼学についての一考察」、二一頁中井竹山『礼断』巻八、祭法第二十三、十九丁裏。

伊藤徳男は礼の根本原理である「義」(公義主義)と「情

 $\widehat{22}$   $\widehat{21}$ 

なお、

会報』 英彦「前漢後期の宗廟制論議等を通して見たる儒教国教化― の思想的根底」(『東方学』第二八輯、一九六四年)や、 て——」、六一頁。なお、 よう」という。「前漢の宗廟制――七廟制の成立を中心にし なわち前者は私情主義、後者は公義主義の立場をとるといえ えるであろうし、これを前述の「義」と「情」とに分けてい り重んじ、 を次のように指摘する。「王制篇では功徳よりも親近者をよ ―その親親・尊尊主義の分析を軸として――」 (『日本中国学 ついては、藤川正数「前漢時代における宗廟礼説の変遷とそ (私情主義) 第五十一集、 王制篇は「情」に、祭法篇は「義」に重きをおく、す 祭法篇では親近者よりも功徳を重視していると言 の問題に着目して、王制篇・祭法篇両篇の 前漢時代の宗廟制をめぐる礼説に 南部 相違

23 例えば、 まさに韋玄成らの議論を受け継いだものである。前掲張書豪 而七。非有后稷始封、文·武受命之功者、 以后稷始封、文王・武王受命而王、 従奏議到経義-八五頁を参照 韋玄成伝)という。鄭玄の「二祧」「親廟四」 前漢の韋玄成らの議論によれば、「周之所以七廟者 西漢晩期廟数之争析論」、特に一七七頁

24

六九年)、三四八頁。引用にあたり、適宜表記・記号を変えた。

滝本誠一編著『日本経済大典第二十三巻』 一九九九年)を参照 是以三廟不毀、与親廟四 皆当親尽而毀」(『漢 (明治文献、 の説は、 一九 28 26

以下同断

- 『日本経済大典第二十三巻』、三四 九頁。
- 后稷と太王の間の歴代は、 そのための廟もない、ということであろう 弗・毀喩・公非・高圉・亜圉・公叔の通りである。 ては、「大王より上には宗と立べきもの」 不窋・鞠・公劉・慶節・皇僕 がいないので、 竹山にお
- (27)『日本経済大典第二十三巻』、三四七~三四八頁
- 正確にいえば、吉宗が建設を取り止めたのは「仏殿」である。 塔前) 以降、 ための幕府の方策―」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』、 Ш 伊東龍一によれば、「八代将軍吉宗は享保五年(一七二〇 1〇〇二年)、二三一頁参照 |家霊廟の御廟拝殿―霊廟の建築形式と造営・修理費削減 拝殿」はその後も造営され続けたという。伊東龍一「徳 仏殿等の造営を取り止めること」に決めたが、「御廟(宝
- (29)『日本経済大典第二十三巻』、三五〇頁
- (3)『日本経済大典第二十三巻』、三五一~三五二頁
- (31) 『日本経済大典第二十三巻』、三五〇頁
- (32)「同殿異室」はまた「同堂異室」という。 宋朝もそれを踏襲していた。朱子「祧廟議状」によれば、「自 は後漢の明帝の時に始められて以来、歴代王朝の廟制となり、 後漢明帝以来、 (陳俊明校訂『朱子文集』、台湾・徳富文教基金会、二〇〇〇 公私廟制、 皆同堂異室、歴世因之、未有能改 その祖先祭祀の制

類 年、 今天下有二件極大底事、 巻第九十・礼七・祭の、「如今士大夫家都要理會古禮。 刪 五〇〇頁)という。また、吾妻重二は 恁地循襲。 其一 是天地同祭於南郊。 『朱子語

其一是太祖不特立廟、

而與諸祖同一廟、

自東漢以來如此」と

独立の廟を立てるのではなく、一つの廟堂内を複数の廟室に 廟が同堂異室をとっていることをいう。 いう言葉を注釈して次のように述べることが参考になる。「宗 各世代の祖先ごとに

襲するが、朱熹はここで、 ○○九年)。竹山の意見はそれらを踏まえたものであろう。 けるべきだという」(『東アジア文化交渉研究・別冊五』、二 の明帝期以降、歴代王朝の宗廟形式となり、宋朝もそれを踏 仕切ったうえで、各祖先を一廟室に祀る。同堂異室制は後漢 太祖の廟のみは独立した廟堂を設

33 『日本経済大典第二十三巻』、三五一~三五二頁。文中の鉤括 弧は引用者による。

34 史語言研究所、一九九七年所収)、一三一~一六一頁。特に 黄彰健「釈 制度・昭穆制度」(同 四三〜一五二頁を参照。 〈令彝〉 所記「康宮」「京宮」、並論西周初年宗廟 『周公孔子研究』、台北・中央研究院歴

35 伊藤徳男によれば、「かれら(韋玄成らのこと―引用者注 であり、 文王・武王が受命の君であるから、 それに親廟四を合せて七廟になったという」のであ 七廟制は周制である。これは、 これら三廟は不毀 后稷が始封の君で

> る。前掲「前漢の宗廟制 七廟制の成立を中心にして――」、

四八頁

36

大阪大学附属図書館懐徳堂文庫蔵中井履軒 王制篇 『礼記雕題略』

### 参考文献

### 研究書

西村時彦 『懷德堂考』 (財団法人懐徳堂記念会、 九二

五年)

加地伸行他 八〇年) 『中井竹山・ 中井履軒』 (明徳出 版 社 九

九四年)

陶徳民『懐徳堂朱子学の研究』(大阪大学出版会、 一九

九九七年

湯浅邦弘編著 『懐徳堂事典』(大阪大学出版会、 100 脇田修・岸田知子『懐徳堂とその人々』(大阪大学出版会

小堀一正『近世大坂と知識人社会』(清文堂、

一九

九六年)

年

宮川康子 誕生』(講談社、二〇〇二年 『自由学問都市大坂 懐徳堂と日本的理性

### 研究論

本庄栄治郎 演集』第 想」と改題し、 一輯、 「竹山先生の経済思想」(『懐徳堂文科学術講 同『日本経済思想史研究』、日本評論社、 九二五年。 のち「中井竹山の経済思

九四二年所収

菅野和太郎 「解題」 (同編 井竹山集』、誠文堂新光社、 『近世社会経済学説大系 一九三五年) 中

平重道 九年 「懐徳堂の経学思想」(『文化』 六巻八号、一九三

菅野和太郎「寛政の改革と中井竹山」(同 三大改革』、龍吟社、 一九四四年所収 『近世日本の

藤直幹「懐徳堂の史学 代の社会と精神』、創元社、 井竹山の日本史研究について」と改題し、同『武家時 して――」(『懐徳』二八号、一九五七年。 ――中井竹山の『逸史』を中心と 一九六七年に所収 のち、「中

藤川正数「前漢時代における宗廟礼説の変遷とその思想 的根底」(『東方学』第二八輯、一九六四年

伊藤徳男「前漢の宗廟制 ——」(『東北学院大学論集:歴史学·地理学』一三号、 九八三年 ―七廟制の成立を中心にして

小堀一正「中井竹山の歴史観―その排仏論を中心として ―」(『日本近代の成立と展開 (梅渓昇教授退官記念論

> 大坂と知識人社会』清文堂、 思文閣出版、 一九八 四年所収。 一九九六年所収 のち同 近世

藤本雅彦 「中井竹山の公私観」(『懐徳』 五六号、 九八

高橋章則 七年) 「近世後期史学史と『逸史』」(『日本思想史学』

吉川延太郎「中井竹山の経世」(『商業史研究所紀要』四号、 一九号、一九八七年)

一九九六年

黄彰健「釈〈令彝〉所記「康宮」「京宮」、並論 宗廟制度・昭穆制度」(同『 央研究院歴史語言研究所、 一九九七年 "周公孔子研究』、 台北 洒周. 初

南部英彦「前漢後期の宗廟制論議等を通して見たる儒 国教化-(『日本中国学会報』第五十一集、一九九九年) ――その親親・尊尊主義の分析を軸として――

伊東龍一「徳川家霊廟の御廟拝殿 営・修理費削減のための幕府の方策—」(『日本建築学 会大会学術講演梗概集』、二〇〇二年) ―霊廟の建築形式と造

楊淑瓊「西周 西岡幹雄 中心 五七巻四号、二〇〇六年 中井竹山の「経済」学と常平 『通識教育年刊』第五期、二〇〇三年 |制度の安定化フレームと社会意識の活性化|| 廟制初探」(台湾·中国医薬大学通 社倉論—」(『経済学論叢 識 教育

西岡幹雄 制度認識に立脚した政治経済観を中心にして」(『経済 「中井竹山における「義利」と「制度組 立

学論 叢 六〇巻二号、二〇〇八年

田世民 吾妻重二・佐藤実「『朱子語類』 究別冊五』、二〇〇九) 子語類』巻第九十・礼七・祭」(『東アジア文化交渉研 実践を中心に―」(『懐徳堂センター報』、二〇〇八年) 「懐徳堂における儒教儀礼の受容―中井家の家礼 礼関係部分訳注一:『朱

田世民 陶徳民「東アジアの救済施設としての社倉ー 近世から近代へ』日本経済評論社、 倉私議』考─」(『東アジアにおける公益思想の変容 「中井竹山 履軒の礼学についての一考察」(『懐 二〇〇九年 -中井竹山 Ш 社

佐野大介「懐徳堂無鬼論における中井竹山「ムクリコク

德堂研究』第一号、二〇一〇年

IJ

年

ノ説答千秋」(『中国研究集刊』

第五十三号、二〇

張書豪「従奏議到経義 湾 政治大学『政大中文学報』第十五期、二〇一一年) 西漢晚期 廟数之争析論」